

※職員の「虐待している」という「自覚」は問いません。
たとえそれが利用者のことを使って行った行為でも
虐待に該当している可能性があります。

身体的虐待

- ・暴力的な行為だけがをさせる
- ・緊急やむを得ない場合以外での身体拘束など

性的虐待

- ・わいせつな映像や写真を見る
- ・性的な行為を強要するなど

介護・世話の放棄放任

- ・入浴させない
- ・医療で必要でも病院に行かせない
- ・ナースコールを使用させないなど

それ

高齢者の施設虐待かもしれません

一つでも該当する場合は**虐待の可能性**があります。

施設職員による虐待かもしれないと思ったら、一人で悩まずに**相談・通報**してください。
状況をできるだけ詳しく教えていただけだと、迅速な対応につながります。

経済的虐待

- ・日常的に使うお金を不当に制限する
- ・生活に必要なお金を渡さないなど

心理的虐待

- ・怒鳴る
- ・侮辱的な発言や態度
- ・高齢者や家族の存在や行為を否定するなど

相談
問合せ先

虐待かな…？と思ったら
青梅市健康福祉部介護保険課
☎0428-22-1111(内線2121・2122・2123)